

茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表（修正案）

新	旧
<p>第2章 共通対策 第1節 災害対策本部組織の充実 第1 災害対策本部組織 1 災害対策本部 (略) (2) 意思決定の順位 (略)</p>  <pre> graph LR A[市長] --- B[主管の副市長] B --- C[他の副市長] C --- D[教育長] D --- E[くらし安心部長] </pre> <p>3 組織 (略) (次ページ)</p>	<p>P 2 3 1 第2章 共通対策 第1節 災害対策本部組織の充実 第1 災害対策本部組織 1 災害対策本部 (略) (2) 意思決定の順位 (略)</p>  <pre> graph LR A[市長] --- B[主管の副市長] B --- C[他の副市長] C --- D[教育長] D --- E[市民安全部長] </pre> <p>2 組織 (略) (次ページ)</p>

新		旧			
<p>本部員会議</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>経営総務部長</u> <u>企画政策部長</u> <u>くらし安心部長</u> <u>市民部長</u> 経済部長 <u>文化スポーツ部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 消防長 会計管理者 副病院長兼事務局長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長</p>	<p>統括調整部</p> <p>総括・情報班 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班</p>	<p>各部</p> <p><u>経営総務部</u> <u>企画政策部</u> <u>くらし安心部</u> <u>市民部</u> 経済部 <u>文化スポーツ部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 消防部 会計部 市立病院部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p>	<p>本部員会議</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>総務部長</u> <u>企画部長</u> <u>財務部長</u> <u>市民安全部長</u> 経済部長 <u>文化生涯学習部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 <u>病院長</u> 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長</p>	<p>統括調整部</p> <p>総括・情報班 <u>広域連携班</u> <u>災害時広報対策班</u> 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班</p>	<p>各部</p> <p><u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>財務部</u> <u>市民安全部</u> 経済部 <u>文化生涯学習部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p>
<p>(略)</p> <p>(2) 統括調整部の活動</p> <p>統括調整部は、<u>くらし安心部</u>防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。</p> <p>(3) 各部の活動</p> <p>災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方</p>		<p>(略)</p> <p>(2) 統括調整部の活動</p> <p>統括調整部は、<u>市民安全部</u>防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。</p> <p>(3) 各部の活動</p> <p>災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施</p>			

新	旧										
<p>針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。</p> <p>また、必要に応じ統括調整部 <u>とともに実施構想を検討するほか</u>、細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。</p> <p>また、必要に応じ統括調整部 <u>が検討した実施構想に基づき</u>細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p>										
<p>第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 3 噴火警戒レベル (略)</p> <table border="1" data-bbox="172 692 1115 911"> <tr> <td>特別警報</td> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル4 <u>（高齢者等避難）</u></td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状態</td> </tr> </table>	特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 <u>（高齢者等避難）</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状態	<p>P 2 4 0 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 3 噴火警戒レベル (略)</p> <table border="1" data-bbox="1189 692 2132 911"> <tr> <td>特別警報</td> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル4 <u>避難準備</u></td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状態</td> </tr> </table>	特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 <u>避難準備</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状態
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 <u>（高齢者等避難）</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状態							
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 <u>避難準備</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状態							
<p>第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 6 噴火警戒等の通報及び伝達体制 (体制図) (次ページ)</p>	<p>P 2 4 2 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 6 噴火警戒等の通報及び伝達体制 (体制図) (次ページ)</p>										

新	旧
<p>気象庁</p> <p>関東管区警察局</p> <p>神奈川県警察本部</p> <p>関係警察署</p> <p>NTTソフトウェア 警報伝達システム担当</p> <p>第三管区海上保安本部</p> <p>湘南海上保安署</p> <p>川崎海上保安署</p> <p>横浜海上保安部</p> <p>横須賀海上保安部</p> <p>船舶・海事機関等</p> <p>NHK報道局</p> <p>NHK横浜報道局</p> <p>横浜地方気象台</p> <p>神奈川県危機管理防災課</p> <p>県の機関</p> <p>報道機関</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関</p> <p>市 町 村 等</p> <p>(無線通報)</p> <p>(放送)</p>	<p>気象庁</p> <p>関東管区警察局</p> <p>神奈川県警察本部</p> <p>関係警察署</p> <p>(株)NTTソルコ 仙台センター</p> <p>第三管区海上保安本部</p> <p>湘南海上保安署</p> <p>川崎海上保安署</p> <p>横浜海上保安部</p> <p>横須賀海上保安部</p> <p>船舶・海事機関等</p> <p>NHK報道局</p> <p>神奈川県災害対策課</p> <p>県の機関</p> <p>NHK横浜放送局</p> <p>報道機関</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関</p> <p>市 町 村 等</p> <p>(無線通報)</p> <p>(放送)</p>
<p>第3章 火山災害対策</p> <p>第4節 災害時の応急対策活動</p> <p>第5 避難対策</p> <p>3 避難誘導</p> <p>市は、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべき</u></p>	<p>P 2 4 6</p> <p>第3章 火山災害対策</p> <p>第4節 災害時の応急対策活動</p> <p>第5 避難対策</p> <p>3 避難誘導</p> <p>市は、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。</p>

新	旧
<p><u>ことにも留意します。</u></p>	
<p>第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 第6 避難対策</p> <p>市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難情報を発令します。</p> <p><u>市は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等が防護措置実施の基準となる運用上の介入レベル（OIL）に基づき特定された区域等から避難または一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行います。</u></p>	<p>P 2 8 0</p> <p>第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 第6 避難対策</p> <p>市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難情報を発令します。</p>